平成２９年（フ）第４３１号
愛知県知立市新林町平草18番地３　コスモ新林105号
債務者　東山　優也
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前11時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市つつじが丘２丁目９番地の１
債務者　クラブリエールこと　小柳津貴全
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２５３号
愛知県豊橋市牟呂中村町21番地の12
債務者　鈴木　利明
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市草間町字郷西10番地
債務者　和食処喜多こと　立花二三夫
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２６２号
愛知県豊橋市新栄町字南小向142番地（２－102)、従前の住所愛知県豊川市三蔵子町中荒古１番地の１
債務者　竹内　　晃
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５５０９号
大阪府茨木市高田町10番２－204号、住民票上の住所大阪府高槻市大塚町２丁目38番16号
債務者　篠原　雄真
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５７号
大阪市福島区福島３丁目６番５－1006号
債務者　竹之内真美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４７号
大阪市西成区松２丁目７番２号、前住所大阪市北区天神橋３丁目４番５－604号
債務者　平山　末子（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８００号
大阪市平野区長吉長原１丁目３番20号　フジパレス３番館201、前住所大阪府摂津市鶴野１丁目１番36－802号　パークサイド
債務者　鈴木ひかる
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　山田　範男
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９号
大阪市阿倍野区王子町３丁目12番16号
債務者　濵中　浩晃
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６号
大阪府東大阪市小若江４丁目２番10号　ラフェスタ小若江　303号
債務者　大西　宏樹
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５号
東京都足立区鹿浜２丁目15－９－104
債務者　木村　勝通
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９６号
東京都豊島区千早１丁目３－12－103
債務者　松岡　睦子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部